

〈確定申告書B 記入例〉

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

令和 〇4 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒5156-0021 個人番号 ※ 3 4 5 1 2 0 8

現在住所 大阪市浪速区幸町1-2-33 フリガナ ホケンイ タロウ

氏名 保険医 太郎

職業 歯科医 幸町歯科 保険医太郎 本人

収入金額等 所得金額等

事業所得	46857880
業農所得	1
不動産所得	1
給与所得	564850
公的年金等所得	55685
雑所得	150000
合計	15552814
所得控除	115698349
社会保険料控除	1081320
小規模企業共済等控除	840000
生命保険料控除	100000
地震保険料控除	15000
基礎控除	480000
合計	3526320
所得から差し引かれる金額	3724320

税金の計算

課税される所得金額	11974000
配当控除	2415420
復興特別所得税	50723
源泉徴収税額	1805629
申告納税額	660514
第3期分の税額	660500
修正申告の税額	00
合計	4800000

その他

青色申告特別控除額	100000
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	5685
未納付の源泉徴収税額	00
平均課税対象金額	00
延納届出額	00

令和 〇4 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 FA2302

住所 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名 ホケンイ タロウ 保険医太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

事業報酬	19,641,484	1,760,355
給与	564,850	39,589
雑報酬	55,685	5,685
一時生命保険	1,650,000	0
合計	22,912,019	1,805,629

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

一時	1,650,000	1,000,000	650,000
----	-----------	-----------	---------

措置法26条

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
保険医次郎	※	子	13.10.1	特	特	特	特
保険医三郎	※	子	17.4.10	特	特	特	特

事業専従者に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
保険医花子	※	妻	50.5.5	12カ月 歯科衛生士	4,800,000

住民税・事業税に関する事項

非課税所得等

所得区分	所得金額	損益通算の特例適用期間
8	11,182,275	前年中(開業)開始・廃止

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入

感染拡大防止等支援事業補助金

固定資産を取得した場合の税務処理について

感染拡大防止等支援事業補助金で固定資産(取得価額10万円以上)を取得した場合は、「国庫補助金等の総収入金額不算入」(所得税法第42条、いわゆる「圧縮記帳」)の規定が適用でき、補助金のうち、その固定資産の取得等に充てた金額については総収入金額に算入しないことができる(その固定資産の取得価額のうち補助金を充てた部分の金額については、収入や必要経費として計上しなくてよいこと)。

その固定資産の取得価額は、収入に計上しなかった補助金等の額を控除した残額となり、この残額を基礎として減価償却費の計算をする。なおこの処理は、措置法第26条の適用を受けている場合も適用できる。

この「総収入金額不算入」(いわゆる「圧縮記帳」)は、補助金等を「返還しないことが確定した日の属する年分」、すなわち「確定通知書」の日付が属する年分に適用することができる。「交付決定通知書」の日付ではないため注意が必要になる。

手続きは、補助金の「確定通知書」の日付が属する年分の確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」(右図)を添付して所轄税務署長に提出する。※固定資産の取得日については、経費の収入計上と異なり、「確定通知書」の日付となる。

※(注) 固定資産税(償却資産税)については、圧縮記帳前の取得価額で計算する。

確定申告個別相談会のご案内

確定申告書・決算書や収支内訳書などの申告前の事前チェック、申告書関連書類の記入上のアドバイス等を税理士が個別相談形式でいたします。完全事前予約制です。必ずお電話でお申込みください。

日時 2月28日(火)~3月13日(月) 10時~17時(日曜日を除く)  
 ①10時~12時 ②13時~15時 ③15時~17時  
 会場 保険医会館3階  
 担当 協会医業税理士団・税理士  
 費用 原則2万円(医業以外の所得や複数人分のご相談は別途要費用)

※1人2時間の事前予約制です。お申し込みは経税部まで。  
 ※新型コロナウイルス関連助成金・支援金等の確定通知書をご持参ください。  
 ※医業以外の所得(譲渡等)がある場合は、予約時に必ずお申し出ください

令和4年中に確定通知があった場合

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

別添①

平成(令和)4年分

氏名 ●●●●●

国庫補助金等の名称	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業による補助金
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 (厚生労働省)
交付の目的	医療機関・薬局等における感染拡大防止等のため
交付を受けた年月日	令和4年●月×日
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	補助金確定通知書の金額を記載します。 ■■■, ■■■ 円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	
交付を受けた国庫補助金等の種類	器具及び備品
国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	細目 消毒殺菌用機器
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和4年▲月◎日

交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合

国庫補助金等の交付の条件	
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日
取得に要する金額の見込額	円
内訳	円
その他 参考事項	

【事例】① 補助金の交付申請及び固定資産の取得が令和2年であり、補助金の交付決定が令和3年である場合  
 ② 補助金の交付申請、固定資産の取得及び補助金の交付決定が令和3年である場合